

山梨県公報

号外第十二号

令和七年

三月二十八日

金 曜 日

目 次

規 則

- 県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県職員給料支給規則の一部を改正する規則……………一
- 技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則……………一
- 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………一九
- 山梨県行政組織規則及び青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一九
- 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………二九
- 山梨県財務規則の一部を改正する規則……………三〇
- 山梨県収入証紙条例施行規則を廃止する等の規則……………三一
- その他……………三二
- 山梨県議会会議規則の一部を改正する規則……………五〇

規 則

山梨県規則第二十四号

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

県職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本庁に置かれる職の欄中「、DX・情報政策推進統括官」を削り、「感染症対策統括官補、次長」を「次長、DX・バックオフィス改革戦略監、市町村・広域連携戦略監、財産高度化戦略監」に改め、「、人口減少危機対策監、人口減少調査監」を削り、「地域ブランド推進監、富士山保全・観光エコシステム推進監、富士五湖自然首都圏推進監」を「高度政策推進監」に、「国際戦略監、リニア・次世代交通推進監、新

事業チャレンジ推進監、情報政策推進監、DX推進監」を「観光政策推進監、観光振興監、観光地経営支援監、南アルプス観光振興監、富士山観光振興監」に、「厚生管理監」を「こども支援対策監、厚生管理監、高齢者健康づくり推進監」に改め、「、調査監補佐」を削り、「、政策補佐」の下に「、振興監補佐、支援監補佐」を加え、「地域ブランド・広聴広報統括官、富士山保全・観光エコシステム推進統括官」を「多様性・働き方統括官、こども・次世代統括官、富士山未来・次世代交通統括官、山梨ブランド・国際戦略統括官、感染症対策統括官、スポーツ統括官」に、「歳入確保対策監」を「地域エネルギー戦略監」に、「スポーツ戦略推進監」を「文化振興戦略監」に、「政策企画監」を「デザイン推進監、政策企画監」に改め、「、介護保険指導監」を削り、「、道路企画監」を「道路企画監」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十五号

山梨県職員給料支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県職員給料支給規則の一部を改正する規則

山梨県職員給料支給規則（昭和二十七年山梨県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「週休日（を削り、「をいう。）の日数」を「並びに山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第三条第三項及び同条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に、「以下」を「次条第一項において」に改める。

附 則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。

山梨県規則第二十六号

技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則の一部改正

第一条 技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十六年山梨県規則第六十一号）の一

部を次のように改正する。

第五条の二中「六級」を「七級」に、「第八条の五第三項
第一号」に改める。

附則中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項
とし、第七項を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	185,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	262,500	290,700	329,400
	21	216,600	263,300	291,100	330,400
	22	217,700	263,900	291,500	331,400
	23	218,800	264,500	291,900	332,400
	24	219,900	265,300	292,300	333,400
	25	227,700	266,100	292,700	334,400
	26	228,500	266,800	293,100	335,300
	27	229,300	267,400	293,500	336,400
	28	230,100	268,200	293,900	337,400
	29	230,800	269,000	294,300	338,400
	30	231,600	269,700	294,800	339,400
	31	232,400	270,400	295,300	340,400
	32	233,200	271,100	295,800	341,300
	33	234,000	271,800	296,300	342,200
	34	234,700	272,500	296,800	343,100
	35	235,400	273,200	297,300	344,000
	36	236,100	273,900	297,800	344,900
	37	236,800	274,600	298,300	354,300
	38	237,400	275,300	299,000	355,700
	39	238,000	275,900	299,600	357,100
	40	238,600	276,500	300,300	358,500
	41	239,200	277,000	300,900	360,000
	42	239,800	277,500	301,500	360,800
	43	240,400	278,000	302,100	361,800
	44	240,900	278,500	302,600	362,800

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	241,400	279,000	303,100	363,700
	46	241,900	279,500	303,700	364,800
	47	242,400	280,000	304,300	365,700
	48	242,900	280,400	304,900	366,700
	49	243,400	280,800	305,500	367,600
	50	243,900	281,300	306,200	368,300
	51	244,300	281,700	306,900	369,000
	52	244,800	282,200	307,600	369,600
	53	245,400	282,600	308,200	370,000
	54	245,900	283,100	308,900	370,600
	55	246,400	283,600	309,600	371,300
	56	246,800	284,100	310,200	372,000
	57	247,200	284,600	310,800	372,300
	58	247,700	285,200	311,500	373,000
	59	248,200	285,800	312,200	373,700
	60	248,600	286,400	312,800	374,300
	61	249,000	287,000	313,300	374,600
	62	249,500	287,600	313,800	375,100
	63	250,000	288,200	314,400	375,700
	64	250,400	288,800	315,000	376,300
	65	250,800	289,300	315,600	376,600
	66	251,300	289,800	316,000	377,200
	67	251,800	290,300	316,500	377,900
	68	252,200	290,800	317,000	378,500
	69	252,600	291,300	317,300	378,900
	70	253,000	291,800	317,800	379,400
	71	253,400	292,200	318,300	380,000
	72	253,800	292,600	318,700	380,500
	73	254,200	293,000	318,900	381,000
	74	254,600	293,400	319,200	381,600
	75	255,000	293,800	319,400	382,100
	76	255,400	294,200	319,700	382,400
	77	255,800	294,600	320,000	382,800
	78	256,200	295,000	320,300	383,300
	79	256,600	295,400	320,600	383,700
	80	257,000	295,900	320,800	384,100
	81	257,300	296,200	321,000	384,500
	82	257,700	296,700	321,300	385,000
	83	258,100	297,200	321,600	385,400
	84	258,400	297,700	321,800	385,800
	85	258,700	298,000	322,000	386,100
	86	259,100	298,500	322,300	
	87	259,500	299,000	322,600	
	88	259,800	299,300	322,900	
	89	260,100	299,700	323,100	
	90	260,400	300,200	323,400	
	91	260,700	300,700	323,700	
	92	260,900	301,200	323,900	

		93	261, 100	301, 500	324, 100	
		94	261, 400	301, 900	324, 400	
		95	261, 700	302, 400	324, 700	
		96	261, 900	302, 900	324, 900	
		97	262, 100	303, 300	325, 100	
		98	262, 400	303, 700		
		99	262, 700	304, 000		
		100	262, 900	304, 300		
		101	263, 100	304, 600		
		102	263, 400	305, 000		
		103	263, 700	305, 300		
		104	263, 900	305, 700		
		105	264, 100	306, 000		
		106	264, 400	306, 400		
		107	264, 700	306, 800		
		108	264, 900	307, 100		
		109	265, 100	307, 300		
		110	265, 300	307, 600		
		111	265, 600	307, 900		
		112	265, 900	308, 100		
		113	266, 100	308, 300		
		114	266, 300	308, 600		
		115	266, 600	308, 900		
		116	266, 800	309, 100		
		117	267, 100	309, 300		
		118	267, 400	309, 600		
		119	267, 700	309, 900		
		120	267, 900	310, 100		
		121	268, 100	310, 300		
		122	268, 400	310, 600		
		123	268, 600	310, 900		
		124	268, 900	311, 100		
		125	269, 100	311, 300		
		126	269, 300	311, 600		
		127	269, 600	311, 900		
		128	269, 900	312, 100		
		129	270, 100	312, 300		
		130	270, 300			
		131	270, 600			
		132	270, 800			
		133	271, 100			
		134	271, 400			
		135	271, 700			
		136	271, 900			
		137	272, 100			
		138	272, 400			
		139	272, 600			
		140	272, 800			

	141	273, 100			
	142	273, 400			
	143	273, 700			
	144	273, 900			
	145	274, 100			
	146	274, 300			
	147	274, 600			
	148	274, 900			
	149	275, 100			
	150	275, 300			
	151	275, 600			
	152	275, 900			
	153	276, 100			
	154	276, 300			
	155	276, 600			
	156	276, 900			
	157	277, 100			
	158	277, 300			
	159	277, 600			
	160	277, 900			
	161	278, 100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		207, 300	227, 500	248, 600	279, 700

別表第三高校卒の項中「一級二十五号給から一級五十六号給」を「一級九号給から一級四十号給」に改め、同表中学卒の項中「一級九号給から一級四十号給」を「一級一号給から一級二十四号給」に改め、同表備考2の表中「一級五十七号給から一級八十号給」を「一級四十一号給から一級六十四号給」に、「一級八十一号給」を「一級六十五号給」に改める。

別表第六及び別表第六の二を次のように改める。

別表第六 昇格時号給対応表（第八条関係）

技能労務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	1	1
23	1	1	2
24	1	1	2
25	1	1	3
26	1	1	3
27	1	1	4
28	1	1	4
29	1	1	5
30	1	2	6
31	1	3	7
32	1	4	8
33	1	5	9
34	1	6	9
35	1	7	10
36	1	8	10
37	1	9	11
38	2	10	11
39	3	11	12
40	4	12	12
41	5	13	13
42	6	14	13
43	7	15	14
44	8	16	14
45	9	17	15
46	10	18	15
47	11	19	16
48	12	20	16
49	13	21	17
50	13	22	17
51	14	23	18
52	14	24	18
53	15	25	19
54	15	26	19
55	16	27	20

56	16	28	20
57	17	29	21
58	18	30	21
59	19	31	22
60	20	32	22
61	21	33	23
62	22	34	23
63	23	35	24
64	24	36	24
65	25	37	25
66	26	38	25
67	27	39	25
68	28	40	25
69	29	41	26
70	29	42	26
71	30	43	26
72	30	44	26
73	31	45	27
74	31	46	27
75	32	47	27
76	32	48	27
77	33	49	28
78	34	50	28
79	35	51	28
80	36	52	28
81	37	53	28
82	38	54	28
83	39	55	29
84	40	56	29
85	41	57	29
86	42	57	29
87	43	58	29
88	44	58	29
89	45	59	30
90	45	59	30
91	46	60	30
92	46	60	30
93	47	61	30
94	47	61	30
95	48	62	31
96	48	62	31
97	49	63	31
98	49	63	
99	49	64	
100	50	64	
101	50	65	
102	50	66	
103	51	67	
104	51	68	
105	51	69	
106	52	69	
107	52	70	
108	52	70	
109	53	71	
110	53	71	
111	53	72	
112	54	72	
113	54	72	
114	54	72	
115	55	72	
116	55	72	
117	55	72	
118	56	72	

119	56	72	
120	56	72	
121	57	72	
122	57	72	
123	57	72	
124	58	72	
125	58	72	
126	58	72	
127	59	72	
128	59	72	
129	59	72	
130	60		
131	60		
132	60		
133	61		
134	61		
135	61		
136	61		
137	62		
138	62		
139	62		
140	62		
141	63		
142	63		
143	63		
144	63		
145	63		
146	63		
147	63		
148	63		
149	63		
150	63		
151	63		
152	63		
153	63		
154	63		
155	63		
156	63		
157	63		
158	63		
159	63		
160	63		
161	63		

別表第六の二 降格時号給対応表（第八条関係）

技能労務職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
1	37	29	22
2	38	30	24
3	39	31	26
4	40	32	28
5	41	33	29
6	42	34	30
7	43	35	31
8	44	36	32
9	45	37	34
10	46	38	36
11	47	39	38
12	48	40	40
13	50	41	42
14	52	42	44
15	54	43	46
16	56	44	48
17	57	45	50
18	58	46	52
19	59	47	54
20	60	48	56
21	61	49	58
22	62	50	60
23	63	51	62
24	64	52	64
25	65	53	68
26	66	54	72
27	67	55	76
28	68	56	82
29	70	57	88
30	72	58	94
31	74	59	97
32	76	60	97
33	77	61	97
34	78	62	97
35	79	63	97
36	80	64	97
37	81	65	97
38	82	66	97
39	83	67	97
40	84	68	97
41	85	69	97
42	86	70	97
43	87	71	97
44	88	72	97
45	90	73	97
46	92	74	97
47	94	75	97
48	96	76	97
49	99	77	97
50	102	78	97
51	105	79	97
52	108	80	97
53	111	81	97
54	114	82	97
55	117	83	97

56	120	84	97
57	123	86	97
58	126	88	97
59	129	90	97
60	132	92	97
61	136	94	97
62	140	96	97
63	161	98	97
64	161	100	97
65	161	101	97
66	161	102	97
67	161	103	97
68	161	104	97
69	161	106	97
70	161	108	97
71	161	110	97
72	161	129	97
73	161	129	97
74	161	129	97
75	161	129	97
76	161	129	97
77	161	129	97
78	161	129	97
79	161	129	97
80	161	129	97
81	161	129	97
82	161	129	97
83	161	129	97
84	161	129	97
85	161	129	97
86	161	129	
87	161	129	
88	161	129	
89	161	129	
90	161	129	
91	161	129	
92	161	129	
93	161	129	
94	161	129	
95	161	129	
96	161	129	
97	161	129	
98	161		
99	161		
100	161		
101	161		
102	161		
103	161		
104	161		
105	161		
106	161		
107	161		
108	161		
109	161		
110	161		
111	161		
112	161		
113	161		
114	161		
115	161		
116	161		
117	161		
118	161		

119	161		
120	161		
121	161		
122	161		
123	161		
124	161		
125	161		
126	161		
127	161		
128	161		
129	161		

(技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(令和四年山梨県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則中第九項を削り、第十項を第九項とし、第十一項を第十項とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(号給の切替え等)

2 この規則に基づく号給の切替え及びこれに伴う措置については、山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の適用を受ける職員の例による。この場合において、山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例(令和七年山梨県条例第十八号。以下「改正条例」という。)附則第二条中「山梨県職員給与条例(以下「職員給与条例」という。別表第一から別表第四までの給料表の適用を受けていた職員、山梨県学校職員給与条例(以下「学校職員給与条例」という。別表第一から別表第三までの給料表の適用を受けていた教育職員又は山梨県警察職員給与条例(以下「警察職員給与条例」という。別表第一」とあるのは「技能労務職員の給与に関する規則別表第一」と、「附則別表」とあるのは「技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(令和七年山梨県規則第二十六号。以下「改正規則」という。)附則別表」とする。

(令和九年三月三十一日までの間における給料月額に関する経過措置)

3 令和七年四月一日(以下「施行日」という。)から令和九年三月三十一日までの間、技能労務職員の給与に関する規則第三条に規定する給料表の適用については、当該給料表に定める給料月額を、給料月額に、当該給料月額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額を加算した額とする。

一 施行日から令和八年三月三十一日までの期間 百分の〇・五

二 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの期間 百分の〇・二五

4 前項の規定にかかわらず、施行日から令和九年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の技能労務職員の給与に関する規則(次項において「新規則」という。)附則第三項及び第四項の規定により技能労務職員が受ける給料月額は、これらの規定により算出された給料月額に、当該給料月額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額を加算した額とする。

一 施行日から令和八年三月三十一日までの期間 百分の〇・五

二 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの期間 百分の〇・二五

5 施行日から令和九年三月三十一日までの間、暫定再任用職員(山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年山梨県条例第四十七号)附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員である技能労務職員をいう。)に対する新規則第三条に規定する給料表の適用については、当該給料表に定める給料月額は、給料月額に、当該給料月額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額を加算した額とする。

一 施行日から令和八年三月三十一日までの期間 百分の〇・五

二 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの期間 百分の〇・二五

附則別表 号給の切替表（附則第二項関係）

技能労務職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39

48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	62
71	55	67	67	63
72	56	68	68	64
73	57	69	69	65
74	58	70	70	66
75	59	71	71	67
76	60	72	72	68
77	61	73	73	69
78	62	74	74	70
79	63	75	75	71
80	64	76	76	72
81	65	77	77	73
82	66	78	78	74
83	67	79	79	75
84	68	80	80	76
85	69	81	81	77
86	70	82	82	78
87	71	83	83	79
88	72	84	84	80
89	73	85	85	81
90	74	86	86	82
91	75	87	87	83
92	76	88	88	84
93	77	89	89	85
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	

100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122	106	118		
123	107	119		
124	108	120		
125	109	121		
126	110	122		
127	111	123		
128	112	124		
129	113	125		
130	114	126		
131	115	127		
132	116	128		
133	117	129		
134	118			
135	119			
136	120			
137	121			
138	122			
139	123			
140	124			
141	125			
142	126			
143	127			
144	128			
145	129			
146	130			
147	131			
148	132			
149	133			
150	134			
151	135			

152	136			
153	137			
154	138			
155	139			
156	140			
157	141			
158	142			
159	143			
160	144			
161	145			
162	146			
163	147			
164	148			
165	149			
166	150			
167	151			
168	152			
169	153			
170	154			
171	155			
172	156			
173	157			
174	158			
175	159			
176	160			
177	161			

山梨県規則第二十七号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則（昭和四十二年山梨県規則第二号）の一部を次のように改正する。
本則第二号中「経営指導監」の下に「新エネルギー推進監」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十八号

山梨県行政組織規則及び青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県行政組織規則及び青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（山梨県行政組織規則の一部改正）

第一条 山梨県行政組織規則（昭和四十三年山梨県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「感染症対策センター、部、局及びDX・情報政策推進統括官」を「部及び局」に改め、「グループ」の下に「（イニシアチブ及びセンターを含む。以下同じ。）」を加える。

第七条第一項中「（DX・情報政策推進統括官を除く。）」を削り、同条第二項の表第一号中「県民生活総務課」を「県民生活支援課」に改め、同表第三号中「財源確保・資産活用推進課」を「資産高度利用推進課」に改め、同表第四号及び第五号を次のように改める。

四 市町村振興課	財政企画室
----------	-------

五 防災危機管理課

火山防災対策室

第九条中「人口減少危機対策企画グループ、感染症対策グループ」を「人口減少危機対策課」に、「県民生活総務課、男女共同参画・外国人活躍推進課」を「男女共同参画・多様性推進課、山梨・富士山未来課」に、「子育て政策課、森林政策課、環境・エネルギー政策課」を「森林環境政策課」に、「観光文化・スポーツ総務課」を「観光政策グループ」に改める。

第十一条中「、事務局長、感染症対策統轄官又はDX・情報政策推進統括官」を「又は事務局長」に、「知事政策局」を「高度政策推進局」に改める。
第十二条第二項中「、感染症対策センター及びDX・情報政策推進統括官」を削る。

第十二条の三及び第十二条の四を削る。

第十三条第一項中「地域ブランド・広聴広報統括官、富士山保全・観光エコシステム推進統括官」を「多様性・働き方統括官、こども・次世代統括官、富士山未来・次世代交通統括官、山梨ブランド・国際戦略統括官、感染症対策統括官、スポーツ統括官」に改める。

第十四条第一項中「（人口減少危機対策本部事務局、感染症対策センター及びDX・情報政策推進統括官を除く。）」を削る。

第十四条の二第一項中「人口減少危機対策本部事務局、感染症対策センター及び知事政策局」を「高度政策推進局、福祉保健部及び観光文化・スポーツ部」に改め、同項の表人口減少対策企画グループの項、人口減少調査研究グループの項及び感染症対策グループの項を削り、同表政策企画グループの項中「政策企画グループ」を「政策調整グループ」に改め、同表地域ブランド推進グループの項を次のように改める。

高度政策企画イニシアチブ	高度政策推進監
第十四条の二第二項の表富士山保全・観光エコシステム推進グループの項、富士五湖自然首都圏推進グループの項、国際戦略グループの項及びリニア・次世代交通推進グループの項を削り、同表新事業チャレンジ推進グループの項を次のように改める。	
感染症対策センター	感染症対策監
観光政策グループ	観光政策推進監

観光振興グループ	観光振興監
観光地経営支援グループ	観光地経営支援監
南アルプス観光振興グループ	南アルプス観光振興監
富士山観光振興グループ	富士山観光振興監

第十四条の二第二項中「人口減少危機対策本部事務局、感染症対策センター及び知事政策局」を「高度政策推進局、福祉保健部及び観光文化・スポーツ部」に改め、「調査監補佐」を削り、「推進監補佐」の下に「振興監補佐、支援監補佐」を加え、同条第三項中「人口減少危機対策監、人口減少調査監、感染症対策監、政策参事、地域ブランド推進監、富士山保全・観光エコシステム推進監、富士五湖自然首都圏推進監、広聴広報監、国際戦略監、リニア・次世代交通推進監及び新事業チャレンジ推進監」を「政策参事、高度政策推進監、広聴広報監、感染症対策監、観光政策推進監、観光振興監、観光地経営支援監、南アルプス観光振興監及び富士山観光振興監」に、「人口減少危機対策監等」を「政策参事等」に改め、同条第四項中「人口減少危機対策監等」を「政策参事等」に改め、同条第五項中「調査監補佐」を削り、「推進監補佐」の下に「振興監補佐、支援監補佐」を加える。

第十六条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 山梨県富士山世界遺産センター

第十八条第一項中「大阪事務所」の下に「、こころの発達総合支援センター、児童相談所、子ども心理治療センターうぐいすの杜、総合理工学研究機構」を加え、「総合理工学研究機構」を削り、「保健所」の下に「女性相談支援センター」を加え、「女性相談支援センター、児童相談所、こころの発達総合支援センター、子ども心理治療センターうぐいすの杜」を削り、同条第二項中「富士山世界遺産センター」を「中央児童相談所」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 甲陽学園に副園長を置く。

4 総合理工学研究機構に事務局長を置く。

第十八条中第八項及び第九項を削り、第十項を第八項とし、第十一項を第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10 峡南高等技術専門校に副校長を置く。

11 富士山世界遺産センターに副所長を置く。

別表第一の一の表人口減少危機対策本部事務局の部人口減少危機対策企画グループの項中「人口減少危機対策企画グループ」を「人口減少危機対策課」に改め、同項に次の二号を加える。

三 人口減少危機対策に関する情報の収集及び分析に関すること。

四 地方創生の推進に係る総合調整に関すること。

別表第一の一の表人口減少危機対策本部事務局の部人口減少調査研究グループの項を削り、同表感染症対策センターの部を削り、同表知事政策局の部中「知事政策局」を「高度政策推進局」に改め、同部政策企画グループの項中「政策企画グループ」を「政策調整グループ」に改め、同項第一号中「企画立案及び」を削り、同項第八号から第十二号までを削り、同項の次に次のように加える。

高度政策企画イ 政策の企画立案に関すること。

ニシアチブ

別表第一の一の表知事政策局の部地域ブランド推進グループの項、富士山保全・観光エコシステム推進グループの項、富士五湖自然首都圏推進グループの項、国際戦略グループの項、リニア・次世代交通推進グループの項及び新事業チャレンジ推進グループの項を削り、同表県民生活部の部及び多様性社会・人材活躍推進局の部を次のように改める。

総合県民支援局	
男女共同参画・多様性推進課	
一 男女共同参画に関する施策の総合的な企画調整に関すること。	一 子ども・子育て支援及び保育に関すること。
二 男女共同参画の推進に関すること。	二 児童の健全育成に関すること。
三 男女共同参画推進本部に関すること。	三 児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園及
四 外国人活躍の推進に関する施策の総合的な企画調整に関すること。	
五 多文化共生の推進に関すること。	
六 男女共同参画審議会に関すること。	
七 男女共同参画推進センターに関すること。	
八 国際交流・多文化共生センターに関すること。	

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	三 情報通信産業の振興に関すること。 四 行政の情報化に係る施策の総合調整に関すること。 五 行政の情報化に係る基本的な施策の推進に関すること。 六 ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備等の運用、管理及び支援に関すること。 七 電子自治体の推進に関すること。 八 行政情報システムを活用した事務処理方法の構築及び改善に関すること。
統計調査課	一 基幹統計等統計調査に関すること。 二 県民所得その他の推計及び統計結果の分析に関すること。 三 県統計調査の総合調整に関すること。 四 統計知識の普及及び統計刊行物の発行に関すること。 五 統計相談に関すること。

別表第一の一の表総務部の部財源確保・資産活用推進課の項中「財源確保・資産活用推進課」を「資産高度利用推進課」に改め、同項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 県有地の高度利活用の推進に関すること。

別表第一の一の表総務部の部行政経営管理課の項中「行政経営管理課」を「行政法人経営検討委員会」を「出資法人経営検討委員会及び公益認定等審議会」に改め、同号を同項第三十一号とし、同項第二十七号の次に次の三号を加える。

二十八 公益社団法人及び公益財団法人並びに移行の認可を受けた一般社団法人及び一般財団法人に関すること。

二十九 知事の所管に属する公益信託に関すること。

三十 宗教法人に関すること。

別表第一の一の表総務部の部市町村課の項中「市町村課」を「市町村振興課」に改め、同項第一号中「及び財政」を削り、同項第六号から第九号までを削り、同項第十号中「こと」の下に「（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に関することに限る。）」を加え、同号を同項第六号とし、同項中第十一号を

削り、第十二号を第七号とし、第十三号から第十八号までを五号ずつ繰り上げ、同項第十九号中「固定資産評価審議会及び自治紛争調停委員会」を「自治紛争調停委員会」に改め、同号を同項第十四号とし、同部に次のように加える。

北富士演習場対策課	北富士演習場問題の総合調整に関すること。
-----------	----------------------

別表第一の一の表福祉保健部の部福祉保健総務課の項第九号中「子ども」を「子ども」に改め、同項第十号中「及び保健所」を「保健所及び女性相談支援センター」に改め、同部健康増進課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

感染症対策センター	一 感染症対策の推進に係る総合調整に関すること。 二 感染症に関する情報の収集、分析及び発信に関すること。 三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関すること。 四 新型インフルエンザ等対策本部に関すること。 五 予防接種に関すること。 六 肝炎医療費助成認定審査協議会及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業認定審査協議会に関すること。 七 やまなしグリーン・ゾーン制度に関すること。
-----------	--

別表第一の一の表子育て支援局の部を削り、同表林政部の部中「林政部」を「森林環境部」に改め、同部森林政策課の項中「森林政策課」を「森林環境政策課」に改め、同項第一号中「林業」の下に「並びに環境保全」を加え、同項第十二号中「（環境・エネルギーに関するものを除く。）」を削り、同号を同項第十五号とし、同項第十一号の次に次の三号を加える。

十二 環境基本計画に関すること。

十三 環境情報の収集、整理及び普及に関すること。

十四 太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関すること。

別表第一の一の表林政部の部森林政策課の項に次の二号を加える。

十六 富士山科学研究所（火山防災に関するものを除く。）に関すること。

十七 環境保全審議会に関すること。

別表第一の一の表林政部の部に次のように加える。

大気水質保全課		一 公害対策の総合的な企画及び調整に関すること。 二 大気汚染の防止に関すること。 三 水質汚濁の防止に関すること。 四 土壌汚染の対策に関すること。 五 騒音、振動、地盤沈下及び悪臭防止に関すること。 六 公害に係る紛争及び苦情の処理に関すること。 七 特定工場における公害防止組織の整備に関すること。 八 富士五湖の静穏の保全に関すること。 九 地下水の保全に関すること。 十 浄化槽保守点検業者及び指定検査機関に関すること。 十一 合併処理浄化槽の整備促進に関すること。 十二 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関すること。 十三 環境影響評価に関すること。 十四 温泉に関すること。 十五 環境影響評価等技術審議会に関すること。
環境整備課	一 廃棄物対策の企画及び総合調整に関すること。 二 公共関係による廃棄物最終処分場の整備に関すること。 三 一般廃棄物の適正な処理に関すること。 四 産業廃棄物の適正な処理に関すること。 五 廃棄物の不適正処理対策に関すること。 六 循環型社会形成の推進に関すること。 七 再生資源の利用の促進に関すること。 八 環境整備事業団に関すること。	
自然共生推進課	一 自然環境保全対策の総合企画及び総合調整に関すること。 二 国立公園、国定公園及び県立自然公園に関すること。 三 希少野生動植物種の保護に関すること。 四 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関すること。 五 野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関すること。	

別表第一の一の表環境・エネルギー部の部を削り、同表産業政策部の部スタートアップ・経営支援課の項に次の一号を加える。 十二 スタートアップ支援センターに関すること。 別表第一の一の表産業政策部の部に次のように加える。		六 水ブランド戦略の推進に関すること。 七 環境保全の啓発及び指導に関すること。 八 環境保全活動の促進に関すること。 九 環境教育の推進に関すること。 十 やまなし環境財団に関すること。 十一 ハケ岳自然ふれあいセンターに関すること。
産業人材課	一 豊かさ共創スリーアップに関すること。 二 産業人材の確保及び育成に関すること。 三 職業能力開発施策の総合的な企画調整に関すること。 四 公共職業訓練及び民間職業訓練に関すること。 五 技能振興に関すること。 六 職業訓練指導員に関すること。 七 産業技術短期大学校、峡南高等技術専門校及び就業支援センターに関すること。 八 職業能力開発審議会に関すること。 九 職業能力開発協会に関すること。 十 中小企業人材開発センターに関すること。	別表第一の一の表観光文化・スポーツ部の部観光文化・スポーツ総務課の項中「観光文化・スポーツ総務課」を「観光政策グループ」に改め、同部観光振興課の項中「観光振興課」を「観光振興グループ」に改め、同項第二号中「やまなしブランド」を「美酒・美食」に改め、同項第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、同号の次に次の四号を加える。 七 観光基盤の整備の総合調整に関すること。 八 観光施設の整備に関すること。 九 観光地の美化に関すること。 十 山岳観光の振興に関すること。 別表第一の一の表観光文化・スポーツ部の部観光資源課の項中「観光資源課」を

「観光地経営支援グループ」に改め、同項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削り、第七号を第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 国際観光の振興に関すること。

五 通訳案内士の登録に関すること。

別表第一の一の表観光文化・スポーツ部の部観光資源課の項の次に次のように加える。

南アルプス観光振興グループ	南アルプス観光の振興に関すること。
富士山観光振興グループ	一 世界遺産富士山（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産である富士山をいう。第三号及び別表第五富士山世界遺産センターの項において同じ。）の保全に関する施策の企画及び総合調整に関すること。 二 富士山への登山の安全に関する施策の企画及び総合調整に関すること。 三 世界遺産富士山に関する普及啓発に関すること。 四 富士山の環境保全対策に関すること。 五 富士山登山観光の振興に関すること。 六 富士山レンジャーに関すること。 七 富士山世界遺産センターに関すること。 八 富士北麓駐車場に関すること。

別表第一の一の表農政部の部畜産課の項第十五号を削り、同表県土整備部の部県土整備総務課の項第一号中「林政部」を「森林環境部」に改め、同項に次の一号を加える。

八 土地利用に係る総合的企画及び調整に関すること。

別表第一の一の表県土整備部の部用地課の項に次の四号を加える。

八 土地の価格、不動産鑑定業及び遊休土地等の利用に関すること。

九 水資源の調査に関すること。

十 土地開発公社に関すること。

十一 首都圏整備計画に関すること。

別表第一の二の表庁舎管理室の項の次に次のように加える。

財政企画室	一 市町村及び特別地方公共団体の財政の助言等に関すること。 二 市町村の地方債に関すること。 三 地方交付税（市町村分）に関すること。 四 地方譲与税（市町村分）に関すること。 五 地方特例交付金（市町村分）に関すること。 六 市町村が設置する土地開発公社に関すること（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）に関することに限る。）。 七 市町村振興資金に関すること。 八 固定資産評価審議会に関すること。
-------	---

別表第一の二の表南アルプス観光振興室の項を削る。

別表第三富士山世界遺産センターの項を次のように改める。

こころの発達総合支援センター	相談医療課 地域支援課	甲府市
中央児童相談所	総務課 児童虐待対応課 相談支援第一課 相談支援第二課 処遇指導・移行支援課 診断育成課 一時保護課	甲府市
都留児童相談所	相談課 一時保護課	都留市
甲陽学園	自立支援課	甲府市

子ども心理治療センターうぐいすの杜	生活支援課 治療支援課	甲府市
総合理工学研究機構		甲府市

別表第三中総合理工学研究機構の項、産業技術短期大学校の項、峡南高等技術専門学校の項及び就業支援センターの項を削り、富士・東部保健所の項の次に次のように加える。

女性相談支援センター		甲府市
------------	--	-----

別表第三中女性相談支援センターの項、中央児童相談所の項、都留児童相談所の項、甲陽学園の項、こころの発達総合支援センターの項及び子ども心理治療センターうぐいすの杜の項を削り、宝石美術専門学校等の項の次に次のように加える。

産業技術短期大学校	事務局 総務・民間研修課 教務指導部 教務学生課	甲州市
峡南高等技術専門校	管理課 訓練課	南巨摩郡富士川町
就業支援センター		甲府市
富士山世界遺産センター		南都留郡富士河口湖町

別表第三中北建設事務所の項中「（リニア駅周辺整備課にあつては、中央市）」を削る。

別表第五富士山世界遺産センターの項を次のように改める。

こころの発	一 児童虐待を受けた児童、発達障害者等の診療に関すること。
-------	-------------------------------

発達総合支援センター	二 児童虐待を受けた児童、発達障害者等又はこれらの家族の支援に関すること。 三 児童虐待を受けた児童、発達障害者等の福祉に関する知識の普及及び調査研究に関すること。
児童相談所	一 児童に関する家庭その他からの相談に関すること。 二 児童及びその家庭に対する調査及び指導に関すること。 三 問題児童の把握に関すること。 四 一時保護の手続に関すること。 五 児童及びその家庭に対する医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神衛生上の判定並びに措置に関すること。 六 措置児童及びその家庭に対する指導に関すること。 七 一時保護児童に関すること。 八 障害児施設給付費の支給決定に関すること。 九 こころの発達総合支援センター及び子ども心理治療センターうぐいすの杜の庶務の事務に関すること（中央児童相談所に限る）。
甲陽学園	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の理由により生活指導等を要する児童の自立支援に関すること。
子ども心理治療センターうぐいすの杜	社会生活への適応が困難となつた児童に係る心理治療及び生活指導に関すること。
総合理工学研究機構	一 理工学分野に係る総合的な試験研究及び調査に関すること。 二 試験研究に係る産学官連携の推進に関すること。 三 研究成果の技術移転に関すること。 四 重点的に取り組む研究の選定及びその評価に関すること。

別表第五中総合理工学研究機構の項、産業技術短期大学校の項、峡南高等技術専門学校の項及び就業支援センターの項を削り、保健所の項の次に次のように加える。

女性相談支援センター	一 困難な問題を抱える女性に係る相談に関すること。 二 困難な問題を抱える女性の緊急時の安全確保及び一時保護に関すること。 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復のための医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助に関すること。 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助に関すること。 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助に関すること。 六 配偶者暴力相談支援センターに関すること。
------------	---

別表第五中女性相談支援センターの項、児童相談所の項、甲陽学園の項、こころの発達総合支援センターの項及び子ども心理治療センターうぐいすの杜の項を削り、宝石美術専門学校等の項の次に次のように加える。

産業技術短期大学校	一 学校の運営に関すること。 二 学生の生活指導、職業指導及び就職あっせんに関すること。 三 学生の表彰及び懲戒に関すること。 四 学生の保健衛生及び福利厚生に関すること。 五 専門課程の高度職業訓練に関すること。 六 専門短期課程の高度職業訓練に関すること。 七 短期課程の普通職業訓練に関すること。 八 事業主等の行う職業訓練のために施設を使用させる等の便益の提供その他の援助に関すること。 九 その他職業能力の開発及び向上に関し必要な業務の実施に関すること。
峡南高等技術専門学校	一 普通職業訓練で長期間及び短期間の訓練課程のものに関すること。 二 事業主の行う職業訓練のために施設を使用させる等の便益の提供その他の援助に関すること。

就業支援センター	一 普通職業訓練で短期間の訓練課程のものに関すること。 二 就業に関する相談その他の援助に関すること。 三 その他職業訓練に関し必要な業務の実施に関すること。
富士山世界遺産センター	一 世界遺産富士山に係る調査研究に関すること。 二 世界遺産富士山に係る保全活動、普及啓発及び情報発信に関すること。

別表第五家畜保健衛生所の項に次の一号を加える。

七 豚、鶏等及び乳牛等草食家畜に関する農業の革新に係る支援に関すること。

（青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部改正）

第二条 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則（昭和五十三年山梨県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一号中「子育て支援局子育て政策課」を「総合県民支援局子育て・次世代サポート課」に改め、同条第四号中「教育委員会事務局生涯学習課」を「教育委員会事務局社会教育課」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際第一条の規定による改正前の山梨県行政組織規則の規定による機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為は、同条の規定による改正後の山梨県行政組織規則の規定による相当の機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令されない者は、同表の下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

人口減少危機対策本部事務局人口減少危機対策企画グループ	人口減少危機対策課
感染症対策センター感染症対策グループ	福祉保健部感染症対策センター

知事政策局秘書課	高度政策推進局秘書課
知事政策局政策企画グループ	高度政策推進局政策調整グループ
知事政策局富士山保全・観光エコシテム推進グループ	高度政策推進局山梨・富士山未来課
知事政策局広聴広報グループ	高度政策推進局広聴広報グループ
知事政策局リニア・次世代交通推進グループ	新価値・地域創造推進局リニア・次世代交通推進課
県民生活部北富士演習場対策課	総務部北富士演習場対策課
県民生活部統計調査課	新価値・地域創造推進局統計調査課
県民生活部県民生活安全課	総合県民支援局県民生活支援課
県民生活部私学・科学振興課	総合県民支援局まなび支援課
多様性社会・人材活躍推進局労政人材育成課	総合県民支援局働く人・働き方支援課
総務部財源確保・資産活用推進課	総務部資産高度利用推進課
総務部行政経営管理課	総務部行政法務課
総務部市町村課	総務部市町村振興課
子育て支援局子育て政策課	総合県民支援局子育て・次世代サポート課
子育て支援局子ども福祉課	総合県民支援局子ども福祉課

林政部森林政策課	森林環境部森林環境政策課
林政部森林整備課	森林環境部森林整備課
林政部林業振興課	森林環境部林業振興課
林政部県有林課	森林環境部県有林課
林政部治山林道課	森林環境部治山林道課
観光文化・スポーツ部観光文化・スポーツ総務課	観光文化・スポーツ部観光政策グループ
観光文化・スポーツ部観光振興課	観光文化・スポーツ部観光振興グループ
観光文化・スポーツ部観光資源課	観光文化・スポーツ部観光地経営支援グループ

(山梨県公報発行規則の一部改正)

4 山梨県公報発行規則(昭和二十八年山梨県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「行政経営管理課長」を「行政法務課長」に改める。

(山梨県公有財産事務取扱規則の一部改正)

5 山梨県公有財産事務取扱規則(昭和三十九年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「組織規則第十二条の三第一項に規定する感染症対策統轄官、組織規則第十二条の四第一項に規定するDX・情報政策推進統括官」を削り、同条第二号中「組織規則第十二条の四第三項に規定する情報政策推進監及びDX推進監」を削り、「人口減少危機対策監等」を「政策参事等」に改める。

第十条中「財源確保・資産活用推進課長」を「資産高度利用推進課長」に改める。

第四十一条第二項中「総務部財源確保・資産活用推進課」を「総務部資産高度利用推進課」に改める。

(山梨県知事の職務を代理する者を定める規則の一部改正)

6 山梨県知事の職務を代理する者を定める規則（昭和四十二年山梨県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「知事政策局長」を「高度政策推進局長」に改める。

（山梨県職員の特別褒賞金に関する条例施行規則の一部改正）

7 山梨県職員の特別褒賞金に関する条例施行規則（昭和四十三年山梨県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「、感染症対策センターにあつては感染症対策統轄官、DX・情報政策推進統括官にあつてはDX・情報政策推進統括官」を削る。

（山梨県庁用自動車管理規則の一部改正）

8 山梨県庁用自動車管理規則（昭和四十四年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六号様式中「~~山梨県環境影響評価条例施行規則の一部改正~~」を「~~山梨県環境影響評価条例施行規則の一部改正~~」に改める。

（山梨県職員職務発明等取扱規則の一部改正）

9 山梨県職員職務発明等取扱規則（昭和四十八年山梨県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「財源確保・資産活用推進課長」を「資産高度利用推進課長」に改める。

第二十一条中「総務部財源確保・資産活用推進課」を「総務部資産高度利用推進課」に改める。

（山梨県消費生活条例施行規則の一部改正）

10 山梨県消費生活条例施行規則（昭和五十年山梨県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「県民生活部」を「総合県民支援局」に改める。

（山梨県県民生活センター設置条例施行規則の一部改正）

11 山梨県県民生活センター設置条例施行規則（昭和五十五年山梨県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第七条中「県民生活部長」を「総合県民支援局長」に改める。

（山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正）

12 山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成五年山梨県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「環境・エネルギー部環境整備課内」を「森林環境部環境整備課内」に改める。

（山梨県環境影響評価条例施行規則の一部改正）

13 山梨県環境影響評価条例施行規則（平成十一年山梨県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第三項中「環境・エネルギー部大気水質保全課」を「森林環境部大気水質保全課」に改める。

（山梨県情報公開条例施行規則の一部改正）

14 山梨県情報公開条例施行規則（平成十二年山梨県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「山梨県総務部行政経営管理課」を「山梨県総務部行政法務課」に改める。

（山梨県森林法施行細則の一部改正）

15 山梨県森林法施行細則（平成十二年山梨県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「林政部治山林道課」を「森林環境部治山林道課」に改める。

（山梨県住民基本台帳法施行細則の一部改正）

16 山梨県住民基本台帳法施行細則（平成十四年山梨県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「山梨県総務部市町村課内」を「山梨県総務部市町村振興課内」に改める。

（山梨県富士山レンジャーに関する規則の一部改正）

17 山梨県富士山レンジャーに関する規則（平成二十六年山梨県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「知事政策局」を「観光文化・スポーツ部」に改める。

（山梨県子ども支援委員会の組織及び運営等に関する規則の一部改正）

18 山梨県子ども支援委員会の組織及び運営等に関する規則（令和五年山梨県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「子育て支援局」を「総合県民支援局」に改める。

山梨県規則第二十九号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則（昭和四十三年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、組織規則第十二条の第三項に規定する感染症対策統轄官、組織規則第十二条の第四項に規定するDX・情報政策推進統括官」を削り、同条第二号中「、組織規則第十二条の第三項に規定する感染症対策統轄官補、組織規則第十二条の第四項に規定する次長」を削り、同条第三号中「、組織規則第十二条の第四第三項に規定する情報政策推進監及びDX推進監」を削り、「人口減少危機対策監等」を「政策参事等」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第四号中「、組織規則第十二条の第四第四項に規定する管理監」を削り、同条第五号中「並びに組織規則第十二条の第四第四項に規定する推進監補佐」を削り、「調査監補佐、推進監補佐」を「推進監補佐、振興監補佐、支援監補佐」に改め、同条第六号中「富士山世界遺産センターにあつては組織規則第十八条第二項に規定する副所長、」を削り、「同条第三項」を「組織規則第十八条第四項」に、「同条第十項」を「同条第八項」に、「同条第十一項に規定する事務局長」を「同条第九項に規定する事務局長、富士山世界遺産センターにあつては同条第十一項に規定する副所長」に改め、同条第七号中「同条第四項に規定する副校長」を「同条第三項に規定する副園長」に、「同条第九項に規定する副園長」を「同条第十項に規定する副校長」に改める。

第四条第七号中「の規定により臨時的に任用された職員」を「又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項第二号の規定により臨時的に任用された職員（別表第一において「臨時的任用職員」という。）」に改める。

第十条第一項中「第十八条第八項」を「第十八条第二項」に改める。

別表第一の二の部2の項中「並びに組織規則第十二条の第三第五項に規定する企画調整主幹、主幹、副主幹、主査及び副主査並びに組織規則第十二条の第四第四項に規定する参事及び主幹」を削り、同部3の項中「いい、組織規則第三条に規定するDX・情報政策推進統括官を含む」を「いう」に改め、同表六の部中「会計年度任用職員」の下に「及び臨時的任用職員」を加え、同部2の項及び3の項中「期間のもの」の下に「（臨時的任用職員に係るものを除く。）」を加え、同表三十五の部3の項中「受入れ」の下に「（4に掲げるものを除く。）」を加え、同部中7の項を8の項とし、4の項から6の項までを一項ずつ繰り下げ、3の項の次に次のように加える。

4 出先機関に係る急傾斜地崩壊防止工事に要する					
土地の寄附の受入れ					○

別表第一備考1中「（組織規則第三条に規定するDX・情報政策推進統括官を除く。）」を削る。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県規則第三十号

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県財務規則の一部を改正する規則

山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、組織規則第十二条の第三項に規定する感染症対策統轄官、組織規則第十二条の第四第一項に規定するDX・情報政策推進統括官」を削り、同条第二号中「第十二条の第四第三項に規定する情報政策推進監及びDX推進監、組織規則」を削り、「人口減少危機対策監等並びに」を「政策参事等及び」に改める。

第三条の二第一項の表中「出納局管理課総括課長補佐、庁舎管理室長」を「出納局管理課課長補佐（山梨県事務決裁規則（昭和四十三年山梨県規則第十三号）第二条第五号の担当課長補佐を除く。第三十条第三項及び第四項において同じ。）及び庁舎管理室長」に改める。

第二十二條第一項中「資産活用課長」を「資産高度利用推進課長」に改める。

第二十九條第一項中「及び局」を「グループ及び局」に改める。

第三十条第三項の表二の項中「出納局管理課総括課長補佐」を「出納局管理課課長補佐」に、「グループ及び事務局」を「及びグループ」に、「感染症対策センターにあつては管理監」を「観光政策グループにあつては政策企画監」に、「労働委員会事務局にあつては次長補佐」並びに地域県民センター次長」を「」並びにこころの発達総合支援センター次長、児童相談所次長、甲陽学園副園長、子ども心理治療センターうぐいすの杜次長、総合理工学研究機構事務局次長、地域県民センター次長」に改め、「総合理工学研究機構事務局次長、産業技術短期大学校事務局次長、峡南高等技術専門校副校長」を削り、「消防学校教頭」の下に「、女性相談支援センター次長」を加え、「、女性相談支援センター次長、児童相談所次長、甲陽学園副園長、こころの発達総合支援センター次長、子ども心理治療センターうぐいすの杜次長」を削り、「宝石美術専門学校事務局次長」の下に「、産業技術短期大学校事務局次長、峡南高等技術専門校副校長」を加え、同条第四項の表中「会計課長及び総括課長補佐」を「出納局会計課長及び出納局会計課総括課長補佐」に、「管理課長及び総括課長補佐」を「出納局管理課長及び出納局管理課課長補佐」に改める。

第六十条の見出し中「債権者」を「債権者等」に改め、同条第一項中「請求書を提出するときは、その」を「現金による支払を受けようとするときは、請求書にその」に改

め、同項ただし書を削り、同条第二項中「資金前渡」を「支出命令者は、資金前渡」に、「支払を受けよう」を「現金による支払を行おう」に改め、「印鑑届により」の下に「会計管理者に」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、資金前渡を受ける職員（以下「資金前渡職員」という。）が資金前渡を受ける指定金融機関の店舗において、納付書その他の納付に必要な書類と併せて支払案内書（第四十七号様式）若しくは支払確認書（第四百十六号様式）を持参する方法により過不足金額を生ずることなく直ちに支払うとき、又は会計管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

第六十条第三項を削る。

第六十一条第一項ただし書中「口座振替支払」を「口座振替の方法による支払（第七十九条第二項並びに第二百二十四条第一項第二号及び第二項第一号において「口座振替支払」という。）」に改める。

第六十六条第一項中「（第四十七号様式）」を削り、「支払通知書」の下に「（第四十五号様式）」を加える。

第七十一条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

第七十二条第三項中「令」を「指定金融機関の店舗において資金前渡を受け、当該資金をもつて過不足金額を生ずることなく直ちに支払をしたとき、又は令」に、「又は前条第一項第十四号若しくは第十五号」を「若しくは前条第一項第十三号若しくは第十四号」に改める。

第四百四十一条第一項中「及び局」を「、グループ及び局」に改め、同条第二項中「総括課長補佐（警察本部会計課にあつては次席、人事委員会事務局及び監査委員事務局にあつては総括次長補佐、労働委員会事務局にあつては次長補佐）」を「物品出納員に任命された職員」に改める。

第二百十六条第二項中「第百五十八条第三項」を「第百七十三条の二第二項」に改める。

第二百二十五条中「（第百四十六号様式）」を削る。

別表第一中「富士山世界遺産センター」を「こころの発達総合支援センター、児童相談所、甲陽学園、子ども心理治療センターうぐいすの杜、総合理工学研究機構」に改め、「、総合理工学研究機構、産業技術短期大学校、峡南高等技術専門学校、就業支援センター」を削り、「保健福祉事務所」の下に「、女性相談支援センター」を加え、「、女性相談支援センター、児童相談所、甲陽学園、こころの発達総合支援センター、子ども心理治療センターうぐいすの杜」を削り、「宝石美術専門学校」の下に「、産業技術短期大学校、峡南高等技術専門学校、就業支援センター」を、「県立文学館」の下に「、

富士山世界遺産センター」を加える。
別表第二及び同表備考第五号中「資産活用課長」を「資産高度利用推進課長」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県規則第三十一号

山梨県収入証紙条例施行規則を廃止する等の規則を次のように定める。

令和七年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県収入証紙条例施行規則を廃止する等の規則

（山梨県収入証紙条例施行規則の廃止）

第一条 山梨県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第十四号）は、廃止する。

（山梨県建築基準法施行細則の一部改正）

第二条 山梨県建築基準法施行細則（昭和二十六年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第四号様式裏面を次のように改める。

(裏)

- 注 1 付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、理由書及び図面を添付してください。
- 2 申請建築物が工場である場合は工場調書（第5号様式）を添付してください。
- 3 ※印欄には記入しないでください。
- 4 8の欄の（1）から（4）までの括弧内には、それぞれ次の部分の床面積を記入してください。
- （1）地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分
 - （2）共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分
 - （3）自動車車庫その他専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分
 - （4）住宅の用途に供する部分

(山梨県条例施行規則の一部改正)

第三条 山梨県条例施行規則（昭和三十六年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第六十三条の二の見出し中「収入証紙納付書」を「納付書」に改め、同条第一項中「狩猟税収入証紙納付書」を「狩猟税納付書」に改める。

第四百十三号様式の二中「狩猟税収入証紙納付書」を「狩猟税納付書」に、「収入証紙貼付書」を「狩猟税収入証紙」に改める。

(山梨県クリーニング業法施行細則の一部改正)

第四条 山梨県クリーニング業法施行細則（昭和三十九年山梨県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第九号様式中「及び手数料を添えて」を「を添えて」に改める。

(山梨県製菓衛生師法施行細則の一部改正)

第五条 山梨県製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年山梨県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「及び手数料を添えて」を「を添えて」に改める。

第五号様式中「、手数料を添えて申請します」を「申請します」に改める。

第七号様式中「及び手数料を添えて」を「を添えて」に改める。

第十号様式中「および手数料を添えて」を「を添えて」に改める。

第十一号様式中「手数料を添えて申請します」を「申請します」に改める。

(山梨県計量法施行細則の一部改正)

第六条 山梨県計量法施行細則（昭和四十二年山梨県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中

証紙貼付欄

を

受付番号	第	号	調査番号	第	号
------	---	---	------	---	---

付番号 第 号 調査番号 第 号 に改める。

(山梨県総合農業技術センター手数料条例施行規則の一部改正)

第七条 山梨県総合農業技術センター手数料条例施行規則（昭和四十四年山梨県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別記様式中

「
収入証紙を
はいつけること。
」

を削る。

(山梨県都市計画法施行細則の一部改正)

第八条 山梨県都市計画法施行細則（昭和四十六年山梨県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四号様式から第八号様式まで及び第十八号様式を次のように改める。

開発工事完了公告前の建築等承認申請書

都市計画法第37条第1号の規定による承認を受けたいので申請します。	
年 月 日	
山梨県知事 殿	
申請者 住所 氏名又は名称及び代表者名	
印	
開発許可 年 月 日および番号	年 月 日 第 号
建築物の敷地の所在地および面積	平方メートル
建築物の用途	
建築物の構造	
建築物の種類	
申請の理由	

- 注 1 建築物の構造の欄には、木造、鉄骨造り、鉄筋コンクリート造り等の別及び階数を記載すること。
- 2 建築物の種別の欄には、新築、改築、移転等の別を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格B5とすること。

添付図書

縮尺1,000分の1以上の敷地位置図（承認を受けようとする敷地の位置及び建築物の配置状況を明示すること。）

第5号様式（第2条関係）

市街化調整区域内における建築物の特例許可申請書

都市計画法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けたいので申請します。

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所
氏名又は名称及び代表者名



開発許可年月日及び番号		
建築物の敷地の所在地		
建築物の用途		
種別 / 区分	制限内容	申請内容
建ぺい率		
建築物の高さ		
壁面の位置		
建築物の構造		
建築物の設備		
その他		
申請の理由		

添付書類

- 1 附近見取図（方位、道路及び目標となる建築物等を明示すること。）
- 2 縮尺500分の1以上の配置図（縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の配置状況、敷地に接する道路の位置及び幅員、隣接建築物の用途、構造及び配置状況を明示すること。）
- 3 縮尺100分の1以上の各階平面図（縮尺、方位及び間取りを明示すること。）
- 4 縮尺200分の1以上の2面以上の立面図（縮尺、開口部の位置、外壁、軒裏の構造、仕上げの材料を明示すること。）

予定建築物以外の建築等許可申請書

都市計画法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けたいので、申請します。	
年 月 日	
山梨県知事 殿	
申請者 住所 氏名又は名称及び代表者名	
印	
開発許可年月日および番号	年 月 日 第 号
建築物の所在地	
建築物の新築、改築の用途変更別	
開発許可を受けた予定建築物の用途	許可を受けようとする建築物の用途
申請の理由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格B5とすること。

添付書類

縮尺3,000分の1以上の用途別現状図（縮尺、方位、許可を受けようとする敷地の位置、周辺の建築物の用途を明示すること。）

第7号様式

開発許可に基づく地位承継承認申請書

都市計画法第45条の規定により地位を承継したいので申請します。

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所

氏名又は名称及び代表者名



開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
被承継人の氏名又は名称 及び代表者名	
権限取得年月日	年 月 日
取得の原因	

注 用紙の大きさは、日本産業規格B5とすること。

添付書類

- 1 権限取得の原因たる事実および当該開発行為を行なうために必要な資力を有することを証する書面
- 2 土地所有者等の関係権利者の同意書

開 発 登 録 簿 写 し 交 付 申 請 書

都市計画法第47条第5項の規定により開発登録簿の写しの交付を申請します。	
年 月 日	
山梨県知事 殿	
申請者 住所	
氏名又は名称及び代表者名	
印	
開発登録簿の整理番号	
開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
申請枚数	調書 枚 図面 枚

第18号様式（第2条関係）

開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書

都市計画法施行規則第60条第1項の規定により、開発行為又は建築等に関する証明書の交付を申請します。

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所

氏名又は名称及び代表者名

印

電話番号

建築(建設)敷地の所在地及び地目				
該当条項	☐第29条第1項 都市計画法 ☐第35条の2第1項 ☐第29条第2項 ☐第42条 ☐第41条第2項 ☐第43条第1項			
区域区分	☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ その他の都市計画区域 ☐ 準都市計画区域 ☐ その他の区域	用途地域		
建築(建設)計画の概要	開発行為	有・無	開発区域の面積	m ²
	用途		敷地面積	m ²
	工事の種別	直営・請負	建築面積	m ²
			延べ床面積	m ²
その他の事項				

※ 上記の建築(建設)計画については、都市計画法 の規定に適合することを証明します。

年 月 日

山梨県知事

印

注 ※印のある欄は、記載しないこと。

添付書類

1 位置図

2 証明申請の審査に当たり、知事が必要と認める書類

(山梨県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第九条 山梨県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和五

十四年山梨県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第六号様式表面を次のように改める。

第6号様式（第10条関係）

（表面）

整理番号							
狩猟免許申請書							
山梨県知事 殿							
年 月 日							
住所	〒 電話番号						
ふりがな 氏名							
生年月日						性別	男・女
次のとおり、狩猟免許を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第41条の規定により申請します。							
(1) 受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の猟具の所持許可（免許の種類欄の□にレ印を付し、番号に○印を付すこと。）							
☐ 網猟免許							
☐ わな猟免許							
☐ 第一種銃猟免許	1 ライフル銃	銃砲所持許可証の番号					
	2 散弾銃						
	3 空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）	交付年月日					
☐ 第二種銃猟免許	4 空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）	銃砲所持許可証の番号					
		交付年月日					
免許の種類	狩猟免状の番号	試験の結果	適性試験			知識試験	技能試験
			視力	聴力	運動能力		
網猟免許							
わな猟免許							
第一種銃猟免許							
第二種銃猟免許							

第七号様式表面を次のように改める。

第7号様式（第10条関係）

（表面）

整理番号						
山梨県知事 殿						
狩猟免許更新申請書						
年 月 日						
住所	〒 電話番号					
ふりがな 氏名						
生年月日		性別	男・女			
次のとおり、狩猟免許の更新を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定により申請します。						
(1) 更新を受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の猟具の所持許可（免許の種類欄の□にレ印を付し、番号に○印を付すこと。）						
☐ 網猟免許						
☐ わな猟免許						
☐ 第一種銃猟免許	1 ライフル銃	鉄砲所持許可証の番号				
	2 散弾銃					
	3 空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）	交付年月日				
☐ 第二種銃猟免許	4 空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）	鉄砲所持許可証の番号				
		交付年月日				
免許の種類	狩猟免状の番号	講習会	適性試験の結果			適性試験の免除
			視力	聴力	運動能力	
網猟免許						
わな猟免許						
第一種銃猟免許						
第二種銃猟免許						

第八号様式表面を次のように改める。

第8号様式（第10条関係）

（表面）

※登録番号			
※狩猟免許			
※損害の賠償			
※放鳥獣猟区の区域の登録の有無			
※省令第65条第7号、第8号又は第9号の該当者か否かの別			
※整理番号		※対象鳥獣捕獲員であるか否かの別	

狩猟者登録申請書

山梨県知事 殿

年 月 日

写真

住所	〒		
	電話番号		
ふりがな 氏名			
生年月日		性別	男・女

次のとおり、狩猟者登録を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により申請します。

（1） 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類（□にレ印を付すこと。なお、第一種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合は、「第二種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付すこと。）、使用する猟具の種類（番号に○印を付すこと。）、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日、狩猟免状の番号及び所持する狩猟免許の種類（□にレ印を付すこと。第二種銃猟免許に係る登録の場合に限る。）

□網猟免許に係る登録	都道府県知事名		交付年月日		狩猟免状の番号
□わな猟免許に係る登録	都道府県知事名		交付年月日		狩猟免状の番号
□第一種銃 猟免許に 係る登録	1 ライフル銃 2 散弾銃 3 空気銃（圧縮 ガスを使用する ものを含む。）	都道府県知事名	交付年月日		狩猟免状の番号
□第二種銃 猟免許に 係る登録	4 空気銃（圧縮 ガスを使用する ものを含む。）	所持する免許の種類 □第一種銃猟免許 □第二種銃猟免許	都道府県知事名	交付年月日	狩猟免状の番号

第九号様式表面を次のように改める。

第9号様式（第10条関係）
（表面）

		※登録番号			
		※狩猟免許			
		※損害の賠償			
※整理番号				※放鳥獣猟区の区域の登録の有無	
変更登録申請書					
山梨県知事 殿				年 月 日	
				写真	
住所		〒			
		電話番号			
ふりがな 氏名					
職業					
生年月日		性別		男・女	
変更しようとする狩猟 者登録証の番号					
変更しようとする狩猟 者登録証の交付年月日					
次のとおり、変更登録を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第6 1 条第2 項の規定により申請します。					
(1) 変更登録を受けようとする狩猟免許の種類 (□ にレ印を付すこと。なお、第一種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合は、「第二種銃猟免許に係る登録」の □ にレ印を付すこと。) 、使用する猟具の種類 (番号に ○ 印を付すこと。) 、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日、狩猟免許の番号及び所持する免許の種類 (□ にレ印を付すこと。第二種銃猟免許に係る登録の場合に限る。)					
□ 網猟免許に係る登録		都 道 府 県 知事名		交付年月日	狩猟免許の番号
□ わな猟免許に係る登録		都 道 府 県 知事名		交付年月日	狩猟免許の番号
□ 第一種銃 猟免許に 係る登録	1 ライフル銃	都 道 府 県 知事名		交付年月日	狩猟免許の番号
	2 散弾銃				
3 空気銃 (圧縮 ガスを使用する ものを含む。)					
□ 第二種銃 猟免許に 係る登録	4 空気銃 (圧縮 ガスを使用する ものを含む。)	所持する免許の種類 □ 第一種銃猟免許 □ 第二種銃猟免許			
		都 道 府 県 知事名		交付年月日	狩猟免許の番号

第十三号様式を次のように改める。

第13号様式（第10条関係）

年 月 日	
狩猟免許等再交付申請書	
山梨県知事 殿	
住所 (法人にあっては 事務所の所在地)	(〒) 電話番号 ()
ふりがな	
氏名 (法人にあっては名称 及び代表者の氏名)	
生年月日	年 月 日生
職業	
次のとおり狩猟免許等の再交付を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の規定により申請します。	
狩猟免許等の種類	☐ 許可証（省令第7条第10項） ☐ 従事者証（省令第7条第10項） ☐ 指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証（省令第13条の9第4項） ☐ 指定猟法許可証（省令第15条第5項） ☐ 認定証（省令第19条の9第4項） ☐ 承認証（省令第42条第4項） ☐ 麻酔銃猟許可証（省令第46条の2第4項） ☐ 狩猟免許（省令第48条第5項） ☐ 狩猟者登録証（省令第65条第9項） ☐ 狩猟者記章（省令第65条第9項）
番号	
交付年月日	年 月 日
再交付の理由	

注 該当項目の□にレ印を付すこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、山梨県収入証紙条例を廃止する等の条例（令和七年山梨県条例第 号。以下「廃止条例」という。）の施行の日（令和八年一月一日）から施行する。（山梨県収入証紙条例施行規則の廃止に伴う経過措置）
- 2 廃止条例附則第二項の規定により収入証紙を返還しようとする者のうち、廃止条例第一条の規定による廃止前の山梨県収入証紙条例（次項において「旧証紙条例」という。）第五条に規定する元売りさばき人（附則第五項において単に「元売りさばき人」という。）は、収入証紙の受払いに関する帳簿にその他必要な書類及び返還する収入証紙を添えて、知事に提出しなければならない。
- 3 廃止条例附則第二項の規定により収入証紙を返還しようとする者のうち、旧証紙条例第六条第一項に規定する指定売りさばき人（次項及び附則第五項において単に「指定売りさばき人」という。）は、山梨県収入証紙返還報告書兼還付請求書（別記様式第一号）に返還する収入証紙を添えて、知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定により収入証紙の返還を受けたときは、当該返還をした指定売りさばき人に対し、当該返還された収入証紙の額面額の合計額から当該合計額に百分の三・三を乗じて得た額を控除した額の現金を還付するものとする。
- 5 廃止条例附則第四項の規定により収入証紙を返還しようとする者（廃止条例の施行の日の前日において元売りさばき人又は指定売りさばき人である者を除く。次項において「還付請求者」という。）は、山梨県収入証紙還付請求書（別記様式第二号）に返還する収入証紙を添えて、知事に提出するものとする。
- 6 知事は、前項の規定により収入証紙の返還を受けたときは、還付請求者に対し、当該返還された収入証紙の額面額の合計額から当該合計額に百分の三・三を乗じて得た額を控除した額の現金を還付するものとする。
- 7 廃止条例附則第五項の規定により使用することができる収入証紙については、第一条の規定による廃止前の山梨県収入証紙条例施行規則（次項において「旧規則」という。）第二条から第四条の二までの規定は、なおその効力を有する。
- 8 旧規則第十二条の規定は、令和七年度の報告に係る手数料の交付までの間は、なおその効力を有する。
- 9 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

そ の 他

山梨県議会規則第一号

山梨県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十八日

山梨県議会議長 渡 辺 淳 也

山梨県議会会議規則の一部を改正する規則

山梨県議会会議規則（昭和三十一年山梨県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「出産」の下に「（配偶者の出産を含む。）」を、「介護」の下に「、看護」を加える。

第八十八条に次の二項を加える。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、請願書の提出を電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

5 前項の規定により提出する請願書に係る署名等（署名又は記名押印をすることをいう。以下この項において同じ。）については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。